

◇平成 30 年 4 月 1 日付改正内容

1. 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

本市では、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険をいう。）に未加入の業者を排除する必要があることから、平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載の条件及び建設工事（修繕を含む。以下同じ。）の入札参加条件において社会保険等の加入を追加し、入札時における未加入の業者の排除を徹底しています。このたび、さらなる未加入の業者の排除を目的に、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止する規定を契約約款に新設し、平成30年4月1日以降に市が締結する契約（同日前に市が締結した契約の変更契約を除く）について適用します。

なお、一次下請業者が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、指名停止措置等を行うことを予定しています。

2. 契約締結後に提出する内訳書において社会保険等に係る法定福利費を明示

建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者に提出する建設工事の請負代金額内訳書において、社会保険等に係る法定福利費を明示する規定を契約約款に新設し、平成30年4月1日以降に市が締結する契約（同日前に市が締結した契約の変更契約を除く）について適用します。

3. 郵便入札における再度入札の実施

本市においては、入札不調となった場合、仕様内容の見直しや予定価格の再設定、新たな業者選定等が必要となり、改めて契約事務手続きを行うため、契約締結までにさらに1ヶ月程度の時間を要することとなります。

これにより、案件によっては、事業の実施に支障をきたすおそれがあることから、下記の要件に該当する物品購入等に係る郵便入札においては、1回に限り再度入札を実施します。

なお、再度入札に参加できる者は、1回目の入札において予定価格を超える価格で入札（無効な入札を除く。）をした者とし、入札の実施については、郵便入札となることから、その場での入札ではなく、再度入札の開札日時や入札書の提出方法等を参加者に通知し実施します。

◆再度入札を実施する要件

第1回目の入札において、次のいずれにも該当する場合

- ① 予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないとき。
- ② 予定価格を超える価格で入札した者が2者以上あるとき。
- ③ 郵便入札の参加者による立会いを行っていないとき。